

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、次の業務を共同連帶して営むことを目的とする。

一 京都市が委託する「＊＊＊＊＊＊」（以下、「本事業」という。）

二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条当事業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し当該業務の協定期間の履行後〇箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 共同体が本事業を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、本事業の履行に関し、共同体を代表して委託者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって事業委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本事業における分担は、次のとおりとする。ただし、分担事業の一部につき委託者と共同体との間で契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

・＊＊＊＊にすること（〇〇株式会社）

・＊＊＊＊にすること（〇〇株式会社）

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の遂行にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、共同体として決定した工程表により、それぞれの分担事業の進捗を図り、委託契約の履行に関して連帶して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分担)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、共同体が本事業を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいづれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担事業を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帶して破産又は解散した構成員の分担事業を完了するものとする。

(瑕疵に対する解散後の構成員の責任)

第16条 共同体が解散した後であっても、本業務の履行内容等に瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会における協議により定めるものとする。

上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持し1通を京都市に提出するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印